

平成 26 年 2 月 5 日

保護者の皆様

大阪市立緑中学校

PTA 会長 渡辺 明

平成 26 年度「実行委員会所属希望調査」のお願い

春寒の候、皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、PTA 活動にご参加・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、PTA 活動がより充実したものになるように、以下のような主旨で、実行委員会所属希望調査をいたします。ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

○PTA 活動の活性化をはかるために、全員参加型の PTA をめざして、組織作りや活動を進める。実行委員会所属希望調査を行い、この希望調査をもとに各委員会の委員を決める。

○希望が集中した場合は、話し合いにより決めます。

○希望者のいない委員会があった場合は、要請のご連絡をしますので、その節はご協力をお願いします。

○調査後に連絡のため、PTA 役員、あるいは実行委員からお電話をおかけする事があります。

☆上記のことをお含みいただきまして「実行委員会所属希望調査」にご希望を記入していただきますようお願い申し上げます。

☆ご多用のところ恐縮ですが、2 月 14 日（金）までに各小学校の担任の先生に提出してください。

きりとりせん

実行委員会所属希望調査書（平成 26 年 2 月 14 日現在）

*この調査書は必ず 2 月 14 日までに提出くださいますようお願いいたします。

学 校（○をつけてください）	名 前
みどり小・鶴見小・鶴見南小	

保護者（PTA 活動できる方のお名前）	
連 絡 先（電話番号・携帯可）	— —

・希望の委員会に○をつけてください。（いくつでもかまいません）

学級	広報	成人教育	人権啓発	保健体育	青少年活動	会計監査

・活動内容は裏面に掲載しています。参考にしてください。

平成 26 年度 各種委員会活動内容（実行委員会所属調査参考資料）

大阪市立緑中学校 PTA

委員会	平成 25 年度の主な活動	その他
学 級	市 P 研修会・学年懇談会 手作り教室・文化祭作品展示	・実行委員会には、各委員会から 1～2 名参加をお願いします。 ・体育大会、文化祭、入卒式のいずれかの行事にお手伝いをお願いします。 ・仕事をお持ちの方も無理なく活動に参加できるように進めていきます。 ・平成 26 年度の活動内容は、変更もあります。
広 報	市 P 研修会・区 P 広報委員会 区 P だより・新聞発行	
成人教育	市 P 研修会・社会見学 手作り教室・文化祭作品展示	
人権啓発	市 P 研修会・社会見学 研修会	
保健体育	学校保健協議会 区 P スポーツ大会	
青少年活動	市 P 研修会・社会見学 校区巡視（祭礼）	
会計監査	半期ごとに会計監査	

大阪市立緑中学校PTA規約

昭 48. 11. 2・昭 52. 5. 6 一部改正

昭 61. 6. 17・平 6. 2. 19 //

平 16. 6. 17・平 19. 6. 15 //

平 22. 5. 17・平 23. 5. 17 //

平 24. 5. 15 //

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は大阪市立緑中学校 P. T. A と呼びます。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会の目的は次のとおりとします。

- (1) 家庭・学校および社会の協力によって青少年の福祉を増進します。
- (2) 家庭生活及び社会生活の水準を高めるために成人教育を盛んにします。
- (3) 学校の教育的環境の浄化を図ります。
- (4) 民主的教育に対する会員の理解を深め、これを発展させます。
- (5) この地域における社会教育の振興を助けます。

第 3 章 方 針

第 3 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に基づいて活動します。

- (1) この会を営利、宗派、政党等に関係をもたず、この会やこの会の役員の名で他のいかなる職務の候補者を推薦し、また営利、宗派、政党的その他の団体やその事業にいかなる関係もちません。
- (2) この会は青少年福祉のために活動する他の社会教育団体および機関と協力します。
- (3) この会は自立独立のもので他のいかなる団体の支配統制干渉しません。
- (4) この会は学校の教育基本方針、学校管理、職員の人事には干渉しません。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員になることができるものは次のとおりです。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本校に勤務する校長及び職員

第 5 条 会員は会費を納入するものとします。

第 5 章 経 費

第 6 条 この会の経費は、会費をもってします。

第 7 条 この会の経理は、総会において、決議された予算に基づいて行われます。

第 8 条 会費は一口につき月額 200 円とし毎月これを納めます。

第 9 条 この会の経理は会計監査委員会の監査を受け、これを会員に報告しなければなりません。

第10条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日で終わります。

第6章 役員とその選挙

第11条 この会の役員は次のとおりとします。

- (1) 会長 1名
副会長 若干名
書記 若干名
会計 若干名
- (2) 役員の任期は1か年とします。但し、再選された場合は引き続き留任することができます。

第12条 役員の選出及び就任は次のとおり行われます。

- (1) 10名の委員からなる役員候補者指名委員会をつくります。
 - (イ) 保護者の中から次のいずれかの方法により6名選出します。(実行委員を除く)各学級の保護者の互選により1名の学級代表を選出し、学級代表は互選により各学年2名を選出します。
 - (ロ) 先生の中より互選により2名を選出します。
 - (ハ) 実行委員の中から互選により2名を選出します。
- (2) 指名委員会は各々の役員に対し候補者をあげ役員選出、総会のおよそ5日以前に全会員に通知します。
- (3) 一般会員から役員選出総会のおよそ3日前までに各役員として立候補の届け出をすることができます。
- (4) 指名委員会による役員候補者の指名も、一般会員からの立候補も、その名前を発表する前に本人の同意を得なければなりません。
- (5) 役員は年度初めの総会において多数決の承認を得て選出することができます。
- (6) 役員は総会において承認された翌日より就任します。

第7章 役員の資格とその任務

第13条 青少年を愛し、民主主義と教育に理解をもっている会員で、公選による公職者でないものは役員に選出されることができます。

第14条 役員の任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は、
 - (イ) この会を代表し、会務を統括します。
 - (ロ) 総会・実行委員会・全委員会を招集し、これを司会します。
 - (ハ) 役員並びに校長の承認を得て常置委員会・実行委員会の承認を得て特別委員会(役員候補者指名委員会を除く)の各委員長・副委員長及び委員を委嘱します。
 - (ニ) 各委員会(役員候補者指名委員会を除く)に職責上出席することができます。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をします。
- (3) 書記は、
 - (イ) 総会・実行委員会・全委員会の議事その他会全般の活動状況を記録し、保管します。
 - (ロ) 総会その他各種の会合の通知を発送します。
- (4) 会計は、(イ) 総会で決定した予算に基づいて、一切の経理事務を処理します。

- (ロ) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供します。
- (ハ) 会計監査を受けて会員に報告します。

第8章 会計監査委員会

- 第15条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置きます。
- 2項 会計監査委員会には、委員長の他2名以上の委員を置きます。
- 第16条 会計監査委員長の選出及びその就任は、第12条に準じて行います。
- 2項 会計監査委員長は副委員長及び、1名以上の委員を選出します。
- 第17条 会計監査委員会はその年度の会計を監査し、年間2回以上全会員にその結果を報告します。
- 第18条 会計監査委員会の任期は1年とし、再任を妨げません。
- 第19条 会計監査委員長は必要に応じて実行委員会に出席して意見を述べるすることができます。

第9章 総 会

- 第20条 総会はこの会の最高決議機関です。
- 第21条 総会の定足数は会員の3分の1とします。但し3分の1以下の場合でも当日出席者の総意により決を得たときは、総会を進行することができます。
- 決議は出席者の過半数の同意を必要とします。
- 第22条 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求のあった場合、会長は臨時総会を招集します。
- 第23条 総会は年間2回以上開きます。

第10章 実行委員会及び特別委員会

- 第24条 実行委員会はこの会の役員、委員長・副委員長及び、校長・教頭・担当教諭によって構成されます。
- 第25条 実行委員会は次のような任務を負います。
- (1) 必要ある場合には特別委員会を設け、その委員長・副委員長及び、委員を承認します。
 - (2) 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討します。
 - (3) 総会に提出する報告書を作成します。
 - (4) その他、会則並びに総会の決議に従ってこの会の事務を処理します。
 - (5) 役員に欠員を生じた場合の補充を行います。
- 第26条 実行委員会の例会は毎月1回開くを原則とします。
- 2項 実行委員会の定足数は委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とします。
- 第27条 委員会には実行委員会、特別委員会があります。
- 第28条 実行委員会の委員長・副委員長及び委員は、役員並びに校長の承認を得て会長が委嘱します。
- (イ) 実行委員会には先生1名以上が所属します。
- 第29条 実行委員会として次の委員会を置きます。
- (イ) 広報委員会 (ロ) 青少年活動委員会 (ハ) 成人教育委員会
 - (ニ) 学年委員会 (ホ) 保健体育委員会 (ヘ) 人権啓発活動委員会
- 第30条 特定の目的をなすために実行委員会は特別委員会を設けることができます。これは所定の任務を終えるとともに自動的に解散します。

第11章 各委員会の任務

- 第31条 広報委員会は、会員に対して会の意義や仕事及び会の活動の状況、又は会の事業、会合等を知らせるとともに、会に対する会員の認識と理解を深め協力を得るように努めます。
- 第32条 青少年活動委員会は、生徒の校外生活指導に協力し、地域社会教育の振興に努めます。
- 第33条 成人教育委員会は、会員の教養と知識技能を高めるため成人教育講座を開き、教育への理解と関心を高めます。
- 第34条 学年委員会は、生徒の教育環境をよりよく整備に努め、先生と保護者相互の親睦と連携を図り、生徒の学習や進路に関する理解を深め、すすんで協力します。
- 第35条 保健体育委員会は、生徒の健康・安全教育に協力し、会員の健全な体育行事を立案・実施します。
- 第36条 人権啓発活動委員会は、全会員を対象に人権問題学習会の企画・立案・運営を行ないます。また、人権問題を自らの課題としてとらえ、地域におけるPTAの役割や家庭教育のあり方等について認識を深めるとともに、関係諸団体との連携を図ります。

第12章 会 議

- 第37条 この会の会議とその構成は次のとおりとします。
- (1) 総会 全会員によって構成します。
 - (2) 実行委員会 第24条による委員によって構成します。
 - (3) 特別委員会 第30条による委員によって構成します。
 - (4) 全委員会 役員及び、委員の全員によって構成します。
- 第38条 各実行委員会及び、特別委員会は、その事業計画について、実行委員会に諮らなければなりません。
- 第39条 校長は、各実行委員会及び、特別委員会に出席して意見を述べることができます。

第13章 改 正

- 第40条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができます。